

さいたま市みんなのアプリを活用した地域活性化・  
地域課題の解決戦略策定業務  
要求水準書

1 業務名

さいたま市みんなのアプリを活用した地域活性化・地域課題の解決戦略策定業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

3 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

4 予算の上限額

44,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

5 業務の目的

本市では、デジタル地域通貨機能のほか、図書館利用者カード等の行政サービス機能、民間サービスとの連携機能を持つ統合型市民アプリ「さいたま市みんなのアプリ」を2024年7月にリリースした。本市の地域経済の活性化および地域コミュニティの活性化のため、まちのにぎわいの創出・商店街への誘客や新サービスの創出など多様な取組みが必要であると考えられ、さいたま市みんなのアプリが地域に根付き、これらの課題を解決することで、「市民満足度の向上」「選ばれる都市」、「Well-being」を実現するために「さいたま市みんなのアプリを軸としたこれまでにない地域活性化・課題解決戦略」を策定する。

6 業務内容

(1) 基礎調査

ア さいたま市みんなのアプリ普及状況及び取組み状況の把握と整理

さいたま市みんなのアプリの利用促進や地域活性化に係る現状と課題、これまでの施策や既に検討している取組み等について、発注者と協議し、現状分析の上で課題設定を行うこと。

イ 本取組みに関連する国内外の関連事例の調査

参考となる国内外の事例を調査し、好事例の本市における導入手法や事例から学ぶべき示唆を提示すること。

## (2) データ利活用戦略(案)の策定

地域経済活性化・地域課題の解決に向けて、さいたま市みんなのアプリが保有するデータやその他データの掛け合わせが生む価値を踏まえたデータ利活用戦略(案)を策定すること。また、データ利活用施策に有効なデータの整理について、(1)も踏まえ、本市の地域活性化や課題解決の施策実行に向けて必要なデータについて整理すること。

## (3) さいたま市みんなのアプリ拡張戦略(案)の策定

本市の地域活性化や課題解決の施策実行のために、さいたま市みんなのアプリの機能・サービスの拡張戦略やその他取組み戦略(案)を策定すること。

### ア さいたま市みんなのアプリサービス拡張の検討

(1)を踏まえ、将来的に必要となる機能やさいたま市みんなのアプリの利用者の拡大に資する機能やサービスを中長期的な視野で検討し、取組みの優先度等を整理すること。

### イ サービス拡張の推進体制の検討

受注者が提示する次年度の活動案に応じて、さいたま市みんなのアプリ拡大を推進する際の推進体制や、必要な仕組みについて発注者と協議検討し、今後の実行に向けた検討、関係者との調整を行うこと。

### ウ 具体的なサービス連携候補先との協議

次年度以降、サービス拡張に向けた施策に繋げるため、連携意義があると想定される事業者について、提案の時点で最低4事業者を選定し、事前協議により協業体制を構築の上、提案すること。この選定した事業者を軸としてサービス拡張に向けたスキームの構築、具体的なサービスの内容、さいたま市みんなのアプリへの実装計画等を取りまとめること。

## (4) 取組の全国トレンド化戦略(案)の策定

他自治体に対してデジタル地域通貨や統合型市民アプリ活用の事例を共有するなど、他自治体を巻き込んだ地域活性化や行政効率化をさらに進めるための戦略(案)を策定すること。

### ア アンケートを活用した全国自治体のニーズ確認

デジタル地域通貨や地域スーパーアプリに関する取組み状況やニーズを確認するアンケートを全国約1500の自治体に対して実施し、各自治体のニーズを確認・分析すること。

### イ 取組の全国トレンド化手法の検討

(4)アの結果も踏まえ、次年度以降の適切な施策案を検討・提案すること。

(5) さいたま市みんなのアプリを軸とした地域活性化・課題解決戦略（案）の策定

(1)～(4)の内容を踏まえ、発注者が次年度以降に各種取組みを推進する為の指針とする地域活性化・課題解決戦略（案）を策定すること。なお、戦略（案）には以下を含めること。

- ・ 背景と目的
- ・ 取組施策、事業指標、アウトカム指標を含むロジックモデル
- ・ 推進体制、推進スケジュール

## 7 成果物

本業務の履行に当たり、以下に示す成果物を納品すること。なお、成果物中で使用する専門用語には必ず説明を付すこと。

- (1) 基礎調査結果
- (2) データ利活用戦略（案）
- (3) さいたま市みんなのアプリ拡張戦略（案）
- (4) 取組の全国トレンド化戦略（案）
- (5) 地域活性化・課題解決戦略（案）
- (6) 中間報告書
- (7) 最終報告書
- (8) その他本業務を履行するにあたり作成した中間成果物
- (9) 議事録及びプロジェクト管理資料

## 8 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の遂行に当たり、必要な消耗品、交通費、関係者の派遣等に要する費用については、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次委託者と連絡調整を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務履行中に不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者に連絡するとともに、適切な処置を行わなければならない。
- (5) 本業務を行うに当たり、第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理することとし、その経費は委託料に含む。
- (6) 本業務に関する著作権、その他の権利はすべて委託者に帰属するものとする。ただし、必要な場合には委託者の許可のもと受託者が使用することを認

めるものとする。

- (7) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 要求水準書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。
- (9) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。
- (10) 「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。
- (11) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。